平成２９年（フ）第４７１号
北九州市小倉北区中井１丁目６番20号
債務者　柿木原千代子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４７２号
北九州市八幡西区黒崎２丁目８番21号
債務者　濱田　惠美
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３８７号
札幌市白石区本郷通１丁目南５番13―206号
債務者　佐藤　　凌
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３５号
北海道恵庭市相生町161番地１　（ロマンコート401号）
債務者　伊藤みずほ
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５４号
札幌市北区北33条西11丁目４番５号　ピースレジデンツ203号
債務者　荒山　真澄
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４６７号
札幌市清田区平岡３条１丁目10番25号
債務者　井上千佳子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７３号
札幌市中央区南８条西５丁目289番地　シャルム南八条702号
債務者　大関　保則
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４８２号
札幌市白石区本通13丁目北１番９号　オモダカＡ―205号
債務者　和田まゆみ（旧姓呉川）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９３号
札幌市厚別区厚別中央５条３丁目４番16号　関ハイツ308号
債務者　八木橋深雪
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９９号
札幌市東区北34条東１丁目２番31号　マンション茂木203
債務者　山盛　智司
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５１３号
札幌市西区発寒15条１丁目２番20―105号
債務者　髙木　　綾
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２４号
札幌市中央区南７条西11丁目２番20号　サッポロイン中野501号
債務者　高橋　雄也
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
北海道名寄市風連町北栄町51番地３
債務者　保科　正徳
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第１５６号
釧路市興津３丁目10番14号
債務者　高橋喜美男
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６４号
北海道釧路郡釧路町緑１丁目15番地
債務者　斉藤　　勇
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６５号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目25番地６　あいけあガーデン東陽210号室、申立前の住所北海道白糠郡白糠町東２条南２丁目３番地２
債務者　三橋　　勝
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２９９号
盛岡市西見前11地割85番地２　太陽の家、旧住所盛岡市繋字尾入野53番地３
債務者　高橋　正美
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部